

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

入札説明書等に関する質問回答

【第2回】

令和4年8月29日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、令和4年7月27日（水）から8月2日（火）までに受け付けた幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業の入札説明書等に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理しますので、御注意ください。

3 なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、契約書（案）等）に基づいてください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< 入札説明書に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所			質問内容	回答
			頁	章	1 条		
1	入札説明書	物価変動に伴う 施設整備対価 の改定	39	別紙 2	4	施設整備対価の改定に係る起算日については、機構工事請負契約条項第24条の定めに従い「事業契約締結の日」と解釈されますが、事業者が事業費をFIXする「入札書提出期限の日」から起算日たる「事業契約締結の日」までが本事業では6か月にも及ぶことから、「入札書提出期限の日」を起算日として頂けないでしょうか。 もしくは「入札書提出期限の日」から起算して、著しい賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認められる場合には協議を行うことができることとして頂けないでしょうか。	原則当機構の条項の読替えはできませんので、現状維持とさせていただきます。 あくまでも契約締結後に発生した物価変動に対してのみ工事請負契約条項第24条の定めに従い、措置を講じることといたします。
2	入札説明書	物価変動に伴う 維持管理対価 (C)の改定	40	別紙 2	4	維持管理対価の改定に係る起算日については、機構工事請負契約条項第24条の定めに従い「事業契約締結の日」と解釈されますが、事業者が事業費をFIXする「入札書提出期限の日」から起算日たる「事業契約締結の日」までが本事業では6か月にも及ぶことから、「入札書提出期限の日」を起算日として頂けないでしょうか。 もしくは「入札書提出期限の日」から起算して、著しい賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認められる場合には協議を行うことができることとして頂けないでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< 様式集に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所		質問内容	回答
			頁	章		
1	様式集	提出書類の一覧及び作成要領 提案を補足する資料 (補足資料)	3	1	『「*印」のある様式については、提案を補足する資料(提案書内の該当箇所に関する情報を記載したものに限る。説明は不可。)として、各様式の指定枚数と同数以内の資料を提出することができます。』との記載がございます。この記載の()内に『説明は不可』とありますが、これは、補足資料に掲載する図・表・写真他に関して、冒頭などで文章を用いて説明することは不可ということでしょうか。例えば、補足資料に掲載する図の説明として、「以下に提案に関する施工フローを示す。」といったような説明文を冒頭に記載した場合、『説明は不可』に抵触するでしょうか。ご教示下さい。	例えば、様式33はA4版3枚という指定がありますが、補足説明資料としてA4版3枚を用いることができます。この場合、合計6枚の資料を提出できることとなりますが、あくまで説明はA4版3枚で収めていただくこととなります。説明に必要な図や表などは補足資料を用いることができます。
2	様式集	提出書類の一覧及び作成要領 提案を補足する資料 (補足資料)	3	1	『「*印」のある様式については、提案を補足する資料(提案書内の該当箇所に関する情報を記載したものに限る。説明は不可。)として、各様式の指定枚数と同数以内の資料を提出することができます。』との記載がございます。この記載の()内に『説明は不可』とありますが、補足資料に掲載する図・表・写真に対して、吹き出しや引き出し線を設ける等してコメント・説明を加えることは、『説明は不可』に抵触するでしょうか。ご教示下さい。	補足資料に掲載する図・表・写真等に対して、当該図・表・写真等の解説として吹き出しや引き出し線を設ける等してコメント・説明を加えることは、可能です。
3	様式集	入札参加者等を特定できる記載の禁止について	4	2	『<様式19>から<様式48>には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の企業名等が特定できる表示は、一切、付さないでください。』との記載がございます。企業の名称や企業のシンボルマークについては、この記載(特定できる表示)に該当すると思われませんが、その他にも該当する事項がございましたら具体的にご教示下さい。また、今回の事業提案の中に地元への貢献についての記載を求められる箇所があります。地元への貢献につきましては、地元の協力会社の名前を挙げることは可能でしょうか。	企業名等の表示で審査に影響を与えることが無いようにとの意図で一切付さないことにしています。この意図を考慮してご判断ください。入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の企業名等が特定できる表示としましては、企業の名称や企業のシンボルマークのほか、商標登録のある技術・ノウハウの名称になります。地元への貢献については、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が連想できない範囲で、地元の協力会社の名前を挙げることは可能です。
4	様式集	<様式22>事業スケジュールの記述	35	—	<様式22>事業スケジュールの記述に関し標準となる掘削工程があればご提示ください。	令和3年(2021年)5月18日に開催された「令和3年度幌延深地層研究に係る第2回「幌延深地層研究の確認会議」」の配布資料の資料1のスライド36-1に掲載されています。資料については以下のURLからご確認ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/3/7/5/2/1/9/_/05_R3-2_siryoy1.pdf

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< 要求水準書に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所			質問内容	回答
			頁	章	1条		
1	要求水準書	研究支援の範囲	102	5	2	研究支援業務の実施により、施設整備業務の工程に影響が生じた場合には、坑道掘削工程や費用等の変更について、協議させて頂くことが可能との理解でよろしいでしょうか？	要求水準書のp.104の「3. 研究支援の実施期間」に、「本事業において実施する研究支援業務に係る各調査項目(以下「各調査項目」という。)の開始時期及び期間については、地下施設の整備及び維持管理の工程との調整を行い、各調査項目の要求水準が達成できるように適切な時期に設定すること。…地下施設の整備時、維持管理時あるいは研究支援業務時に直面する様々な事象に起因する全体工程の見直しは、合理化や各種対策工の最適化を図りながら機構の確認を得て、柔軟に対応することとする。」と記載があります。 こちらの記載は、研究工程を調整するということです。研究業務の実施によって、施設整備に影響がある場合は、別途、調整になります。
2	要求水準書	掘削影響試験(試験坑道8及び試験坑道9)	136	5	4	掘削影響試験(試験坑道8及び9)の実施に際し、地質条件やグラウト注入条件(出水の程度)等により、試験期間を大きく延長する必要がある場合も想定されます。この場合に、施設整備の工程(試験坑道8及び9の坑道掘削工程)に影響(坑道掘削ができずに待機期間が生じる、掘削時期の遅れ等)が生じた場合には、坑道掘削工程や費用等の変更について、協議させて頂くことが可能との理解でよろしいでしょうか？	No.1の回答をご参照ください。
3	要求水準書	透水試験	139	5	4	「各種調査用ボーリング孔において、単孔水理試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年2回実施する。」とありますが、「年2回実施する」期間は、各種調査用ボーリング孔での弾性波及び比抵抗トモグラフィの記載と同様に、「初期値の取得後、2年程度の期間について透水試験の実施する」との理解でよろしいでしょうか？	p.139のe.透水試験の1つ目のポツの記載を以下のとおり修正します。 原文: 「各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年2回実施する。また、底盤鉛直孔において、単孔透水試験を1回実施する。」 修正: 「各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年1回(2年程度)実施する。また、底盤鉛直孔において、単孔透水試験を1回実施する。」
4	要求水準書	計測装置の設置、撤去、整備、計測	140	5	4	設置するひずみ計の仕様をご提示頂けますでしょうか？ なお、埋設ひずみ計の場合には、充填材でひずみ計を孔内に固定する必要がありますため、同一ボーリング孔で「ひずみ計」と「間隙水圧、地球化学採水装置付き」を同時に設置することはできないと考えます。 また、「この計測装置は、各種調査用ボーリング1孔に使用する。」とありますが、パイロットボーリングで使用した埋設ひずみ計を取り出し、各種調査用ボーリング孔に再使用することは困難と考えます。計測装置に関する補足説明等を頂くことが可能でしょうか？	p.140のh.計測装置の設置、撤去、整備、計測の1つ目のポツの記載を以下のとおり修正します。 原文: 「設置する計測器はひずみ計、間隙水圧計、地球化学採水装置付き(3区間に各計器を設置可能となるパッカーシステム)とする。」 修正: 「設置する計測器は、間隙水圧計、地球化学採水装置付き(3区間に各計器を設置可能となるパッカーシステム)とする。」
5	要求水準書	計測装置の設置、撤去、整備、計測	140	5	4	計測装置について「先行して掘削する試験坑道9の坑道掘削中の反応をモニタリングするため、試験坑道8のパイロットボーリング孔に設置する。計測装置は試験坑道9の掘削中に設置するものとする。」とありますが、試験坑道8及び9のどちらを先行して掘削するかは未確定です。 試験坑道8を先行して掘削する場合は、試験坑道8の掘削中に試験坑道9のパイロットボーリング孔に計測装置を設置することも可能との理解でよろしいでしょうか？	p.140のh.計測装置の設置、撤去、整備、計測の2つ目のポツの記載を以下のとおり修正します。 原文: 「先行して掘削する試験坑道9の坑道掘削中の反応をモニタリングするため、試験坑道8のパイロットボーリング孔に設置する。計測装置は試験坑道9の掘削中に設置するものとする。なお、このモニタリングは、グラウト注入のない場合に限る。」 修正: 「先行して掘削する試験坑道(8または9)の坑道掘削中の反応をモニタリングするため、他方の試験坑道(8または9)のパイロットボーリング孔に設置する。計測装置は試験坑道(8または9)の掘削中に設置するものとする。なお、このモニタリングは、グラウト注入のない場合に限る。」

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< 要求水準書に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所			質問内容	回答
			頁	章	1条		
6	要求水準書	計測装置の設置、撤去、整備、計測	140	5	4	計測装置について「この計測装置は、各種調査用ボーリング1孔に使用する。」とあります。質問番号10と同様に各種調査用ボーリング孔1孔で「ひずみ」と「間隙水圧」、「地球化学」を同時に計測することはできないと考えます。 また、各種調査用ボーリングでは弾性波及び比抵抗トモグラフィの計測も実施します。この場合には、トモグラフィの計測の都度、計測装置を撤去・復旧するため、孔内の地下水が排出されることから地球化学データの取得が難しいと考えます。計測装置に関する補足説明等を頂くことが可能でしょうか？	p.140のh.計測装置の設置、撤去、整備、計測の2つ目のポツの記載を以下のとおり修正します。 原文: 「また、この計測装置は、各種調査用ボーリング1孔に使用する。」 修正: 「また、この計測装置(水圧・水質モニタリング装置(採水装置)付きパッカーシステム)は、各種調査用ボーリング孔を用いたトモグラフィ計測の範囲外に調査用ボーリング1孔を掘削(掘削長15m、掘削径86mm)して設置する。なお、計測装置の設置前に、各種検層(BTV観測・孔曲がり・孔径検層、PS検層・電気検層)を実施する。なお、この追加孔の掘削位置は協議・確認の上、決定する。」
7	要求水準書	模擬試験孔の掘削	140	5	4	模擬試験孔の掘削について「掘削方法は試験坑道4で行った人工バリア試験で採用した工法を標準とする」とありますが、地質条件等の諸条件が深度350m(人工バリア試験)と異なる場合には、工法変更が可能と考えてよろしいでしょうか？	掘削工法は、協議・確認の上で決定します。
8	要求水準書	模擬試験孔の掘削	140	5	4	模擬試験孔の掘削方法は未確定ですが、仮に人工バリア試験で採用した大口径掘削機による模擬試験孔の掘削を行う場合には、孔壁を安全に自立させて維持するために、試験孔内の作業開始までの期間について、掘削中に設置した鋼製ケーシングを残置することが必要と考えます。この場合には壁面観察の実施はできないと考えてよろしいでしょうか？	p.141のi.模擬試験孔の掘削の5つ目のポツの記載に不足がありました。以下のとおり修正します。 原文: 「模擬試験孔の壁面観察を実施する。」 修正: 「模擬試験孔の壁面観察を実施する。ただし、壁面観察の実施が困難と想定される場合は、模擬試験孔の掘削工法や壁面観察の方法について協議・確認の上、決定する。」

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< 事業契約書(案)に関する質問回答 >

No	資料名	項目	質問箇所					質問内容	回答
			頁	章	節	1 条	(1) 項		
1	事業契約書 (案)	一般的損害	7	2		15		事業者が負担する損害について「施設整備対象部分引渡し前に研究施設に生じた損害、その他事業期間中に事業者が行う業務に関して生じた損害」とありますが、事業者の事業範囲として定められていない、研究管理棟、試験棟、ゆめ地創館、国際交流施設等で構成される施設、といった「地上施設」に生じた損害は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	当該損害が事業者の責めにより生じた場合を除き、ご理解のとおりです。第43条第3項をご参照下さい。
2	事業契約書 (案)	施設整備対象部分の完成引渡し前の解除	22	8	1	60	3	「また、機構は、事業者に対し、第53条(サービス対価の支払)の規定に基づくサービス対価のうち、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を支払い、」とありますが、事業者の債務不履行による事業契約解除の場合、事業者の開業費、融資組成手数料、保険料等、既に支出している施設整備対価のその他費用については、未払いのサービス対価として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の費用は施設整備業務の対価の一部を構成するものではありませんが、本条項により機構が支払う履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価とは別に未払いのサービス対価として支払われるものではありません。
3	事業契約書 (案)	機構の債務不履行による契約解除	24	8	3	63	3	「この場合、機構は、事業者に対し、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を、機構の選択により、一括で支払うか又は契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。」とありますが、機構の債務不履行による事業契約解除の場合、事業者の開業費、融資組成手数料、保険料等、既に支出している施設整備対価のその他費用については、未払いのサービス対価として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の費用は施設整備業務の対価の一部を構成するものであり、機構は、本条項により、施設整備のうち履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価及び割賦手数料とともに、出来形部分に相当する額を支払いますが、それとは別に、ご指摘の費用を未払いのサービス対価として支払うものではありません。なお、事業者が本条項に基づく支払額を超える費用を既に支出されており、それが第63条第5項の増加費用又は損害に該当する場合には、同条項の手続きに従って支払います。
4	事業契約書 (案)	不可抗力事由への対応	27	10		73		「(前略)不可抗力事由により研究施設への重大な損害が発生した場合、事業者は、当該不可抗力事由の影響を早期に除去すべく、予め設定されている対応手順に則り、早急に対応措置をとる。」とありますが、事業者の事業範囲として定められていない、研究管理棟、試験棟、ゆめ地創館、国際交流施設等で構成される施設、といった「地上施設」に生じた損害も含まれるのでしょうか。	「地上施設」は不可抗力の対象には含まれません。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業

< その他質問回答 >

No	資料名	項目	質問内容	回答
1	その他	その他	<p>前回、「貴機構の令和4年度から令和11年度までの中長期計画の1.予算、収支計画及び資金計画には、本事業に係る長期債務負担が全て織り込まれていると理解してよろしいでしょうか。」との質問に対し、「長期債務負担のうち、国から交付が見込まれる分(運営費交付金)を織り込んでいます。」との回答を頂きましたが、本事業につきましては、「高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施」に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、一般勘定、電源特別勘定のどちらに含まれているでしょうか。さらに、国からの交付が見込まれる分以外の債務負担(もしあれば)については、中長期計画の予算、収支計画、資金計画上、どのように対応される想定となっているのでしょうか。</p>	<p>本事業につきましては、「高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施」の「電源利用勘定」に含まれます。国からの交付が見込まれる分以外の債務負担については、自己収入を活用します。</p>
2	その他	協議対象事項について	<p>坑道内の異常出水等、入札時には予測ができない突発事象については、工期・工費の協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実施方針に示す「リスク分担表(共通事項)」のリスク項目「不可抗力リスク」等にあるように、まずは不可抗力に該当するかを判断します。不可抗力に該当する場合は、不可抗力に係る事業契約書の該当条項に基づき対応します。</p>
3	その他	積算単価について	<p>積算単価は、いつ時点の単価を採用しているかご教示願います。</p>	<p>通常の工事契約と同様に、入札日直近の単価を採用しております。</p>
4	その他	変更協議について	<p>上記、積算単価と実勢単価に差異がある場合は、スライド等の協議をして頂けるとい認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>原則として入札説明書別紙に定めるサービス対価の改定方法に基づき、サービス対価の改定を行います。ただし、当初想定していないような著しい差異などが明らかになった場合は、事業契約書に従い協議を行います。</p>